

結の浜分譲地区における景観形成方針

目的：大宜味村の景観は、歴史、文化、農地、山林、海岸、河川、集落、人々の生活などといった多様な要素が関係し合うことにより形成され、継承してきたものであり、美しい景観を将来世代に保全継承し、より良い景観を創出していくためには、行政・事業者・村民が景観の目標像を共有し、連携して総合的な景観づくりの取り組みを展開していくことが必要となります。結の浜分譲地区において、大宜味村らしい歴史・文化を活かし自然環境と調和した風景を創出するため、次のとおり景観形成方針を定めます。

基本方針

- (1) 建設物の高さは、本件土地の地盤面から13m以内とします。
- (2) 建設物の建ぺい率は70%以内とします。
- (3) 住宅は床面積50㎡以上とします。
- (4) 意匠・形態は周辺環境との調和・連続性に配慮するように努めてください。
- (5) 外壁は派手な色彩は控え、落ち着いた低彩度の色彩を用いるように努めてください。
- (6) 塀や囲い等はできるだけ生垣でつくり、コンクリートは控えるように努めてください。
- (7) 屋根はできるだけ赤瓦を使用するように努めてください。
- (8) 災害時には避難通路や緊急車両（消防車・救急車等）の活動に支障がないようにするため、建設物は道路からできるだけ後退させるように努めてください。